

福岡県介護等体験実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）第2条第1項の規定により、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者が、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等体験」という。）を円滑に行うための手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護等体験の対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第5条第1項の規定により小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者で、原則として県内の大学、短期大学及び指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する者（科目等履修生を含む。以下「介護等体験生」という。）とする。

(実施施設等)

第3条 介護等体験は、福岡県内の特別支援学校（分校を含む。以下「特別支援学校」という。）及び福岡県社会福祉協議会が別に指定する社会福祉施設その他の施設（以下「社会福祉施設等」という。）において実施する。

2 介護等体験の期間は、原則として、特別支援学校にあっては連続する2日間、社会福祉施設等にあっては連続する5日間とする。

(申込み手続き等)

第4条 原則として、大学等は、介護等体験生をとりまとめの上、介護等体験を希望する年度の前年度3月末日までに、介護等体験申込書により一括して、特別支援学校にあっては福岡県教育委員会に、社会福祉施設等にあっては福岡県社会福祉協議会に申し込むものとする。

2 福岡県教育委員会は、大学等の申込をもとに受入数の調整を行い、その結果を大学等及び特別支援学校へ通知するものとする。大学等は、指定された特別支援学校と調整の上、実施期日を定めるものとする。

3 福岡県社会福祉協議会は、大学等の申込及び社会福祉施設等の年間受入計画をもとに受入数等の調整を行い、その結果を大学等及び社会福祉施設へ通知するものとする。

(事前指導)

第5条 大学等は、介護等体験生に対して、必要な事前指導を行うものとする。

(介護等体験の辞退)

第6条 介護等体験の決定後に辞退者が生じた場合は、当該者又は大学等は遅滞なく特別支援学校又は社会福祉施設等に連絡するとともに、併せて大学等は介護等体験辞退届（別紙様式）を速やかに、特別支援学校又は福岡県社会福祉協議会に提出しなければならない。

(介護等体験生の責務等)

第7条 介護等体験の実施に当たっては、介護等体験生は、特別支援学校及び社会福祉施設等並びに大学等の指導に従わなければならない。

2 特別支援学校又は社会福祉施設等は、介護等体験生が前項の規定に著しく違反し、又は介護等体験生としてふさわしくない行為等をしたと認められる場合は、介護等体験の中止を命じ、又は第10条に定める証明書を発行しないことができる。

(体験の内容)

第8条 介護等体験の具体的な内容については、特別支援学校又は社会福祉施設等が定めるものとする。

(経費の徴収)

第9条 介護等体験に要する次の経費は介護等体験生の負担とする。徴収方法等については、別に定める。

ア 特別支援学校にあつては実費

イ 社会福祉施設等にあつては実費及び福岡県社会福祉協議会が別に定める標準経費

(証明書の発行)

第10条 特別支援学校又は社会福祉施設等は、介護等体験を実施した場合には、第7条第2項に定める場合を除き、介護等体験特例法施行規則第4条に規定する証明書を当該介護等体験生に交付するものとする。この際、証明手数料を徴収する場合がある。

(健康管理等)

第11条 介護等体験生は、介護等体験に当たっては、特別支援学校の幼児、児童及び生徒並びに社会福祉施設等利用者等の健康管理のため、介護等体験を実施する年度において健康診断を受診しなければならない。

(保険への加入)

第12条 介護等体験生は、介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険に加入するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、介護等体験の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行し、平成10年度介護等体験から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度介護等体験から適用する。